

平成 28 年 3 月 16 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ世界フィンテック関連株ファンド (限定追加型／早期償還条項付)



当社は、平成 28 年 4 月 19 日に「ダイワ世界フィンテック関連株ファンド（限定追加型／早期償還条項付）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの目的

世界のフィンテック関連企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

2. ファンドの特色

1 世界のフィンテック関連企業の株式に投資します。

フィンテックとは

フィンテック (FinTech) とは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で、最新のIT技術を用いた「新たな金融サービス」のことをいいます。

金融
Finance



技術
Technology

最新テクノロジーによる金融ビジネスの進化

〈フィンテックを利用したサービスの例〉

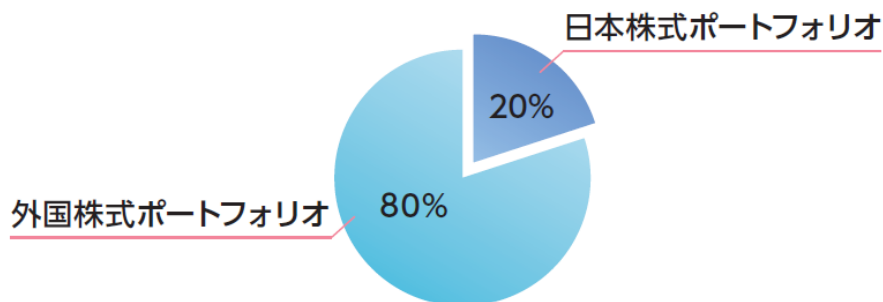
アカウント・マネジメント・サービス	複数の金融機関の口座情報を集約し、パソコンやスマートフォンで一元管理
ロボアドバイザー	人工知能を活用し、個人のニーズに合わせた資産運用サービスを提案
決済システム	小型の読み取り機をスマートフォンに装着し、手軽にクレジットカード決済
ソーシャルレンディング	インターネットを通じて、仲介機関を通さずに個人間で資金の貸し借り

• 上記はフィンテックを利用したサービスの例であり、上記のサービスを提供する企業に投資するとは限りません。また、上記以外のサービスを提供する企業に投資することがあります。

◆ 当ファンドにおけるフィンテック関連企業とは、下記の企業をいいます。

- 最先端の情報技術を用いて革新的な金融商品・サービスを提供している企業、提供する可能性がある企業
- 上記の企業を技術的、金銭的に支援する企業
- フィンテックを活用してビジネスを拡大する企業 など

2 信託財産の純資産総額の80%程度を外国の株式、20%程度を日本の株式に投資します。



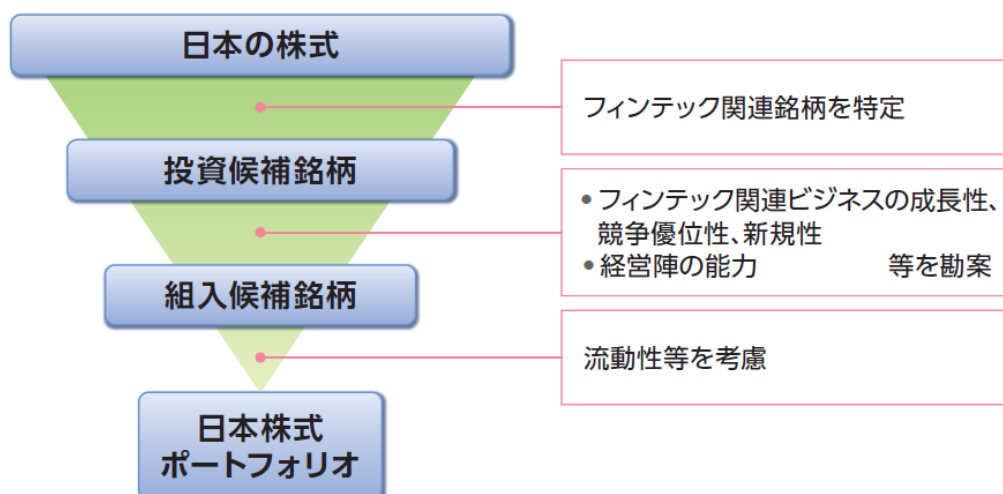
• 上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

3 日本の株式の運用は、大和投資信託が担当します。

運用にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。

- わが国の金融商品取引所上場株式の中から、フィンテック関連銘柄を投資候補銘柄とします。
- 投資候補銘柄の中から、フィンテック関連ビジネスの成長性、競争優位性および新規性ならびに経営陣の能力等を勘案し、組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄の中から、流動性等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築のイメージ



4

外国の株式の運用は、ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーが担当します。

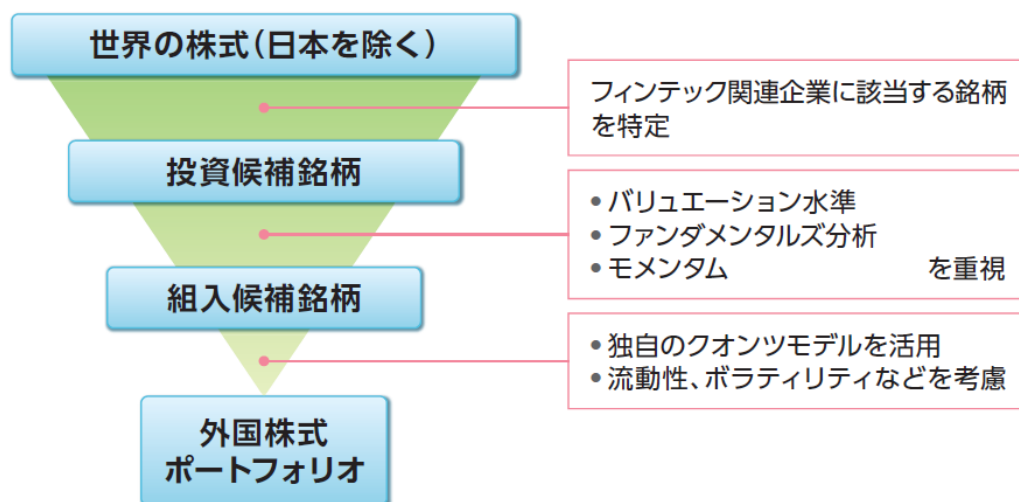
ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーについて

- ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーは、1970年に設立された運用会社です。
- 米国有数の経験と規模を持つアクティブ株式運用のスペシャリストで、数多くの受賞歴を有します。
- 161名の従業員が在籍しており、運用資産残高は約4.4兆円です。(2015年12月末時点)

運用にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。

- 日本を除く世界の金融商品取引所に上場している株式から、フィンテック関連企業に該当する銘柄を特定します。
- 個別銘柄調査においては、バリュエーション水準、ファンダメンタルズ分析、モメンタムを重視し、組入候補銘柄の選定を行ないます。
- 独自のクオンツモデルを活用し、流動性、ボラティリティなどを考慮してポートフォリオの構築を行ないます。

ポートフォリオ構築のイメージ



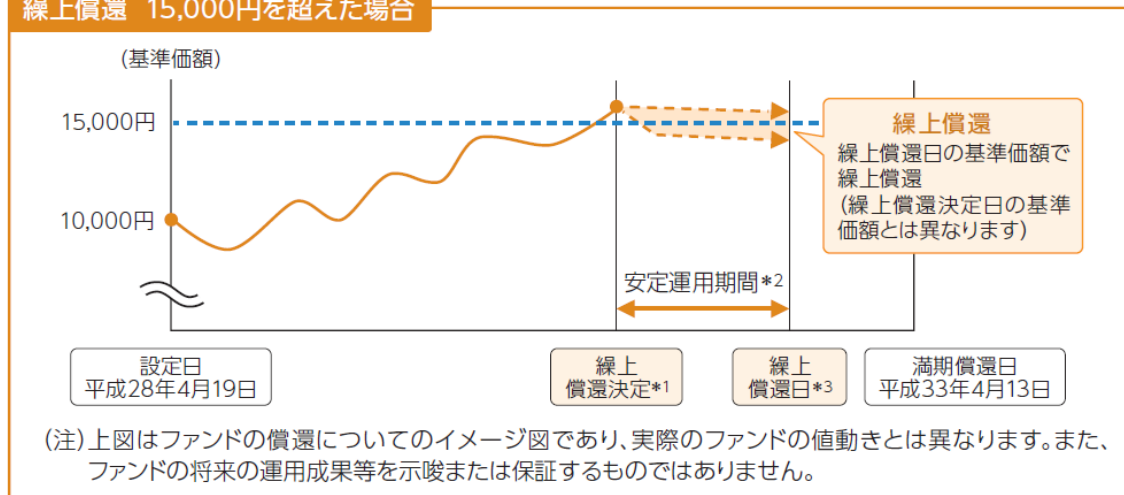
◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

5 基準価額が一度でも15,000円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

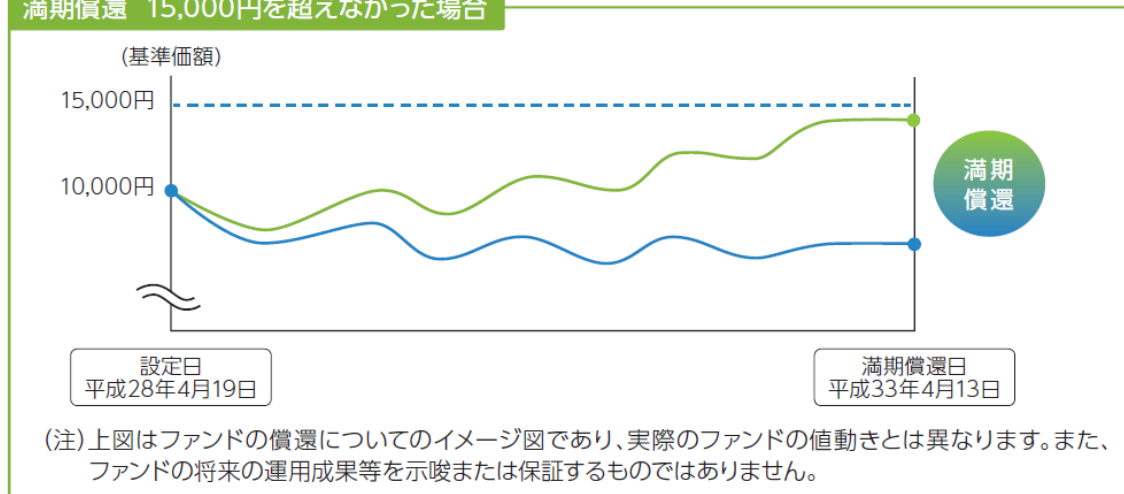
◆ 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

償還の仕組み(イメージ)

繰上償還 15,000円を超えた場合



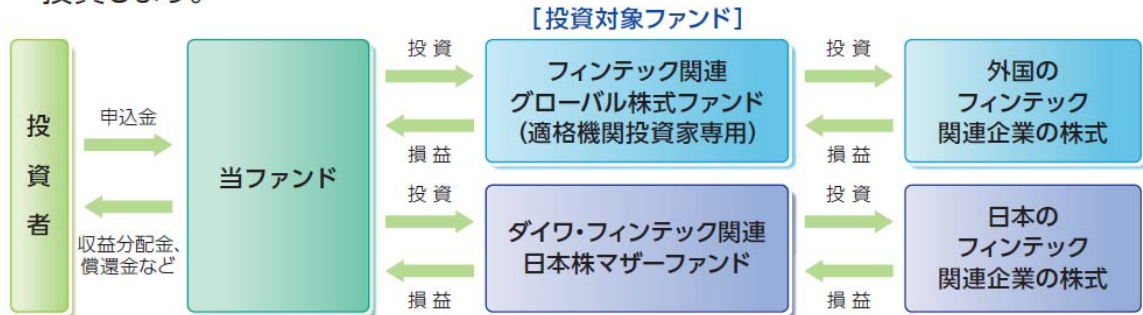
満期償還 15,000円を超えなかった場合



- *1 上記基準価額の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が15,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- *2 わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ないます。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合などがあるため、基準価額が15,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- *3 基準価額が15,000円を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、基準価額(または償還価額)が15,000円以下となることがあります。
なお、基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、フィンテック関連企業の株式に投資します。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~5.の
運用が行なわれないことがあります。

6 信託期間は約5年です。
(平成28年4月19日から平成33年4月13日まで)

7 購入の申込みは、平成28年6月30日までの間に限定して受付け
ます。

8 毎年4月13日および10月13日(休業日の場合翌営業日)に決算
を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成28年10月13日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]


- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわれないことがあります。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 <p>株 価 の 変 動 (価 格 変 動 リ ス ク ・ 信 用 リ ス ク)</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p>
 <p>為 替 変 動 リ ス ク</p>	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p>
 <p>カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引 執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.3068% (税抜1.21%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末 または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.42%
	販売会社	年率0.75%
	受託会社	年率0.04%
投資対象とする 投資信託証券	年率0.6264% (税抜0.58%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用	年率1.80792%(税込)程度	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オブ ション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等 を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日 ② ①に掲げる日(休業日を除きます。)の前営業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 平成28年4月1日から平成28年4月18日まで ② 継続申込期間 平成28年4月19日から平成28年6月30日まで
	設定日	平成28年4月19日
	当初募集額	550億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	平成28年4月19日から平成33年4月13日まで
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●主要投資対象とするフィンテック関連グローバル株式ファンド(適格機関投資家専用)が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも15,000円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還させます。 ただし、基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
	決算日	毎年4月13日および10月13日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成28年10月13日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	550億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三井住友信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上